

第47号議案

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月府中市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第6号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第7号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第18号を第20号とし、第12号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、同条第11号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同条第8号中「第14条第1項」を「第7条第10項第5号」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 特定満3歳以上保育認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(9) 満3歳未満保育認定子ども 子ども・子育て支援法施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認

定証をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「、支給認定」を「、教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

第13条第3項及び第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第18条」を「をいう。第18条、第34条第3項及び第35条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第15条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・

保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第1項、第23条の見出し及び同条から第25条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第26条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「、支給認定子ども」を「、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第27条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第29条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第31条第2項及び第4項並びに第33条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に改め、「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」との次に「、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と」を加える。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「同項第1号」とを「同項第1号又は第2号」と、「当該特定教育・保育施設の同号」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とに改める。

第36条第1項中「のうち、家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。）」を「(事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。次項において同じ。）を除く。）」に改め、「この章において同じ。）」の次に「の数は、家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。）にあつて」を加え、同条第2項中「(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。）」を削る。

第37条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「、支給認定」を「、教育・保育給付認定」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第38条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第39条第3項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第40条第3項及び第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む」を「をいう。第45条第3項及び第46条第3項において同じ」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第44条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、「において」の次に「、第10条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。））」とを加える。

第45条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章（第37条第2項及び第38条第2項を除く。）」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第38条第2項を除き、前条において準用する第5条、第8条から第12条まで及び第16条から第33条まで（第21条及び第25条を除く。）を含む。次条第3項において同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第37条第2項中「法第19条第1項第3号」とあるのは「法第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

(第46条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第40条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」とする。

第46条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第40条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

付則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）」をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を

「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定こども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。）を受けるものを除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

付則第3条を削り、付則第4条を付則第3条とし、付則第5条を付則第4条とし、付則第6条を付則第5条とする。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。